

## 令和6年度結核定期健康診断報告書

千葉県 市川 保健所長 様

報告年月日 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_ 月 \_\_\_\_ 日

報告者氏名 \_\_\_\_\_

電話番号 \_\_\_\_\_

事業所等の名称 (〇〇学校、〇〇大学、〇〇クリニック、〇 〇歯科、特別養護老人ホーム〇〇等)		健診年月			令和 ____ 年 ____ 月 ____ 分	
		実施者種別	学生			施設入所者
管理 者 名	高校等		大学 (短大)	その他の 学校		
所 在 地	対象者の区分					
1 事業者						
2 学校長						
3 施設長						
対象者数(管理者も含む)						
受 診 者 数						
胸部エックス線 検査受診者数	間接撮影					
	直接撮影					
喀 痰 検 査 受 診 者 数						
IGRA 検査 (QFT 又は T-SPOT)	検査実施者数					
	陽 性 者 数					
	判定保留者数					
被発見者 数	結核患者					
	結核発病のおそれがある と診断された者					
	予防の為の治療が必要 な者					
未受診者数・理由		妊娠等： _____ 名 休職(育休・病気休等)： _____ 名 退職： _____ 名 休学： _____ 名 退学： _____ 名 その他(理由 _____ )： _____ 名				

※記入の際は本紙裏面及び「結核定期健康診断報告書に関してよくある御質問」を御参照ください。

## 健診対象施設・対象者一覧

施設区分		実施者種別	対象者
①	医療機関(病院・診療所・助産所)	事業者	「従事者(職員)」
②	介護老人保健施設	事業者	「従事者(職員)」
③	社会福祉施設 ※	「従事者(職員)」:事業者 「施設入所者」:施設長	「従事者(職員)」及び「65歳以上の施設入所者」
④	小学校・中学校 等	学校長	「従業者(職員)」
	大学・高等学校・専修学校又は各種学校	「従事者(職員)」:事業者 「学生」:学校長	「従事者(職員)」及び「本年度入学した学生」

※社会福祉施設:養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム、障害者施設等。

## 記入例

事業所等の名称		健診年月		令和 年 月分		
		実施者種別	1 事業者			
2 学校長						
3 施設長						
管 理 者 名						
所 在 地						
対象者の区分		学生			施設入所者	従事者(職員)
		高校等	大 学(短大)	その他の学校		
対象者数(管理者も含む)		業務に携わる方全員の数。管理者・非常勤の方も含む。				100
受 診 者 数						98
胸部エックス線検査受診者数	間接撮影	職場健診(検診車)で78名が間接撮影、				78
	直接撮影	病院等の人間ドックで20名が直接撮影等。				20
喀 痰 検 査 受 診 者 数		結核を確認するため、5人が喀痰検査を実施した等。				5
IGRA 検査 (QFT 又は T-SPOT)	検査実施者数					0
	陽 性 者 数	今回の健診で治療対象の結核患者が2名発見された。				0
	判定保留者数					0
被発見者数	結核患者					2
	結核発病のおそれがあると診断された者	今回の健診で3名が要観察となったが、結核の患者ではない。				3
	予防の為の治療が必要な者					0
未受診者数・理由		妊娠等: 1名 休職(育休・病気休等): 1名 退職: 名 休学: 名 退学: 名 その他(理由): 名				1名妊娠中のためエックス線検査を受けなかった。 1名育休のため健診未受診。

### 【提出先・お問合わせ先】

千葉県市川保健所(市川健康福祉センター) 疾病対策課 結核担当

〒272-0023 市川市南八幡5-11-22 TEL:047-377-1103 FAX:047-377-5013

## 結核定期健康診断報告書に関してよくある御質問

千葉県市川保健所 疾病対策課 結核担当

### ● 「結核定期健康診断報告書」について

Q 今回保健所から通知が届いたのはなぜですか？

A 「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」（以下感染症法）では、学校、社会福祉施設、刑事施設、病院、診療所（歯科診療所含む）、助産所の管理者は結核に係る定期健康診断を実施すること、さらにその結果を管轄する保健所を通して都道府県知事に報告する必要があることが義務付けられています。今回の通知は報告の対象となる施設すべてにお送りしています。

Q 今回の通知によって新たに健康診断を実施する必要はありますか？

A 今年度の受診対象者に対して、感染症法に基づく健康診断をすでに実施している場合は新たに行う必要はありません。また、受診対象者が他の機会（人間ドックや住民健診等）で胸部エックス線検査を受診し、その結果を管理者が把握している場合は感染症法に基づく健康診断を行ったとみなされます。

### ● 報告書の入力・記入に関して

Q 従業員の受診報告は常勤職員のみで良いのでしょうか？

A 常勤・非常勤（非常勤職員・派遣職員・パート・アルバイト等）の区別なく、当該施設で業務に従事する方全員について報告をしてください。管理者の方や施設内にある医務室の職員の方も対象です。

Q 古い様式の報告書に記入してしまいました。書き直しが必要でしょうか？

A 書き直しは不要です。そのまま提出いただいても問題ありません。保健所から問い合わせの連絡をする場合がありますので、報告担当者名や連絡先を忘れず御記入ください。

Q （胸部エックス線検査について）直接撮影か間接撮影かわかりません。

A 健康診断の内容に関しては実施した医療機関に直接お問い合わせをお願いします。

### ● 提出に関して

Q 報告書を提出しなかった場合の罰則規定はありますか？

A 感染症法の中で罰則規定はありません。しかし結核に係る定期健康診断の実施が義務付けられている施設は、感染するリスクが比較的高いと想定される施設であり、もし施設内に結核発病者が発生した場合には感染の拡大が懸念されます。従業員・入所者の健康管理や二次感染防止のため、定期的に健康診断を実施し、その結果を報告くださるようお願いします。

Q 今年度の健康診断をこれから実施予定のため、まだ提出できません。

A 提出が遅れる場合は、お手数ですが令和6年12月27日（金）までにその旨を御連絡ください。また今年度受診対象者のうち、未受診者がいる場合には積極的な受診勧奨並びに結果の把握をお願いします。

Q 長期休業中のため、今年度は健康診断を実施していません。報告書の提出は必要ですか？

A 休業中のため報告対象外であることや、いつ頃から休業しているのかを報告書の備考欄に記載して提出いただくか、保健所まで御連絡をお願いします。

#### ● その他

Q これから健康診断を受けたいのですがどうすれば良いですか？また、費用はどうなりますか？

A 現在保健所で定期健康診断は実施しておりませんので医療機関（自院も可）等へ直接御相談ください。なお、費用については学校設置者・事業主の負担となります。

#### ★9月24日～30日は結核・呼吸器感染症予防週間です

厚生労働省では今年度より9月24日～30日を「結核・呼吸器感染症予防週間」と定め、結核及び呼吸器感染症に対する正しい知識の普及啓発を図ることとしています。結核は今でも年間1万人以上の新しい患者が発生し、1,600人近くの方が命を落としています。令和5年に全国で新たに結核患者として登録された者の数（新登録結核患者数）は10,096人でした。千葉県内（千葉市除く）の新登録結核患者数は399人（速報値）でした。

今回、結核定期健康診断報告書とともに、公益財団法人結核予防会が発行しているパンフレット「結核の常識 2024」及びポスターを各1部ずつ同封しております。施設内に掲示いただく等、施設を利用される住民の方々への普及啓発活動にも御協力くださいますようお願いいたします。



公益財団法人結核予防会  
結核予防キャラクター  
「シール坊や」

#### 令和6年度結核・呼吸器感染症予防週間標語

- 『結核はまだ身近な病気です』『予防しよう身近な呼吸器感染症』  
(令和6年度結核・呼吸器感染症予防週間標語・厚生労働省)